

令和6年1月中旬から
順次発送

「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費などを記載した「医療費のお知らせ」を年に1回お届けしています。お手数をおかけしますが、事業所様あてに到着いたしましたら、**被保険者様あての封筒は開封せずにそのままお配りいただきますようお願いいたします。**

主な対象期間

令和4年10月 から **令和5年8月** までに
健康保険で診療を受けた分

※今年度は送付時期を早め、可能な限り1月中に事業所様へ到着できるようにするため対象期間が令和5年8月までとなっています。

※**令和5年9月から令和5年12月**の診療分など「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費分は、医療機関等からの領収書に基づき医療費控除の明細書を作成し、「医療費のお知らせ」と併せて申告書に添付してください。

また、マイナポータル連携を利用すると、医療費控除に使用できる医療費通知情報を取得することができます！

「医療費のお知らせ」に関するお問い合わせについて、チャットボットなら24時間ご利用いただけます！

ご利用は
こちら→

確定申告（医療費控除）及びマイナポータル連携については
国税庁ホームページまたは**管轄の税務署**にてご確認ください。

上記の内容のお問い合わせは レセプトグループ ☎ 027-219-2100 音声ガイダンス④



ラジオドラマ「ポポッとけんぽ」放送中！

FM GUNMA 「WAI WAI Groovin'」内

毎週金曜 9:55 より放送中

ラジオドラマ「群馬のみんなを健康に！けんじとシドーのポポッとけんぽ」は人間の健康をこよなく愛する宇宙人のシドーと健康に興味の無かった会社員・健司（39歳）によるポポッと健康友情ドラマ！

放送期間：令和5年11月3日（金）～ 令和6年1月26日（金）まで
アーカイブは協会けんぽ群馬支部HP掲載の特設サイトより公開中！

お問い合わせは 企画総務グループ ☎ 027-219-2100 音声ガイダンス⑤

協会けんぽの健診を利用されていない事業所様へ 定期健康診断結果の提供をお願いします

協会けんぽでは、平成30年度よりインセンティブ（報奨金）制度が導入され、健診受診率や特定保健指導実施率等が健康保険料率に反映される仕組みとなっています。協会けんぽの「生活習慣病予防健診」以外の健診を実施されている事業所様は、その結果データをご提供をいただくことで健診受診率に反映され、健康保険料率の低減につながる可能性がありますのでご協力をお願いいたします。

健診結果を提供するメリット

ご提供いただいた健診結果データから生活習慣病のリスクの高い従業員（被保険者）様は、保健師・管理栄養士による健康サポートを**無料**で受けられます。

健診結果の提供方法

「同意書」を郵送で協会けんぽへご提供ください。協会けんぽから健診機関へ手続きを行います。

※受診された健診機関にてデータ作成ができない場合は、健診結果（写）の提供をお願いする場合があります。

※健診機関に変更がありましたら、改めて同意書のご提出が必要となります。

対象者

40歳以上の協会けんぽ加入の被保険者

※協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診される方は提供不要です。

【データ提供の流れ】



あらかじめ、事業所様が健診機関との契約上で「事業主に代わり、健診機関が協会けんぽに定期健診（事業者健診）結果を提出する」旨を取り決めている場合は、健診機関から協会けんぽに直接健診結果が提供されます。そのため、同意書のご提出は不要です。

定期健康診断結果の提供について、詳しくはホームページをご覧ください。

協会けんぽ 群馬

検索

上記の内容のお問い合わせは 保健グループ ☎ 027-219-2100 音声ガイダンス③

被扶養者資格の再確認に ご協力をお願いします



協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

今年度も事業主様に「被扶養者状況リスト」をお送りしておりますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

対象者

令和5年4月1日において18歳以上の被扶養者

提出期限

令和5年12月8日（金）

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がないため、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

上記のお問い合わせは 業務グループ ☎ 027-219-2100 音声ガイダンス②

従業員の退職や、被扶養者の就職時には、保険証の速やかな回収と届出をお願いします。